訪問看護ステーションまる 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社まるが設置する訪問看護ステーションまる(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能 な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、そ の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を 設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を 行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成11年3月31日厚生労働省第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能 な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、そ の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービ

ス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切 な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものと する。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成11年3月31日厚生労働省第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施す るものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に当たっては、事業所の看護師 等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 訪問看護ステーションまる
 - (2) 所在地 川西市東多田一丁目7番26号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする
 - (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員) (看護職員を兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)看護職員 常勤換算 2.5人以上 (常勤1名は管理者を兼務) 看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画 に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
 - (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時とする。
 - (4)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能

の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービスの内容)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
 - (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
 - (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、 そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割 合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業の依頼があった場合、交通費は、公共交通機関に準じた往復分の金額とする。金額は、定期的に見直すものとする。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者 又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書 で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、川西市、猪名川町の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及 び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に 病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うと ともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに 管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ るものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事 故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の 規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町 村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するととも に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの 苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体 連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行 うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の 目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利 用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - *事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

- 第16条 事業者は、適切な介護保険サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、 実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うこ とにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

- 第17条 事業者は、その提供する介護保険サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団の影響の排除)

第18条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用 契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、その 完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、本事業者と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 5 ハラスメント対策を強化する観点から、事業所が必要な措置を講じる。
 - (1)指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じなければならない。

- (2)併せて、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (3)職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の 方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- (4) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な、相談対応のための担当者や窓口を予め定める等の体制を整備し、従業者に周知すること。

(事故発生防止策)

- 第20条 事業所は安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
 - 2 事故発生時の対応方法については(緊急時の対応方法) 第12条に準ずる。

(業務継続計画の策定等)

第21条

- (1) 感染症や非常災害時発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(身体拘束)

第22条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附則

- この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月7日から施行する。
- この規程は、令和 2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 6年4月1日から施行する。
 - 第15条(虐待防止のための措置に関する事項)について修正
 - 第19条 第5項 ハラスメント対策の強化を追加。
- この規程は、令和 7年4月1日から施行する。
 - 第20条 (事故発生防止策)について追加。
 - 第21条 (業務継続計画の策定等)について追加。
 - 第22条 (身体拘束) について追加。